

(別記様式)

測量・設計業務に係る配置技術者の兼務業務届出書

委託業務番
委託業務名

請負金額

請負者名称

代表者氏名

配置する主任技術者もしくは管理技術者

配置技術者の氏名		
上記配置技術者が兼務する他の県発注の委託業務名称及び請負金額	委託業務番号	
	委託業務名称	
	請負金額	円
	工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	委託業務番号	
	委託業務名称	
	請負金額	円
	工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	委託業務番号	
	委託業務名称	
	請負金額	円
	工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	委託業務番号	
	委託業務名称	
	請負金額	円
	工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	計	件 計 円

[注意事項]

- 三重県では、平成15年7月1日以降の指名審査会に係る案件から、
※測量業務における主任技術者の業務兼務数は5件まで。
※設計業務における管理技術者の業務兼務数は請負代金2,500万円以上の業務3件まで、
または2,500万円未満の業務は、2,500万円以上を含め5件まで。
※測量業務の主任技術者と設計業務の管理技術者を兼ねる場合は5件まで。
と定めましたので、これらの要件を超える場合には契約できません。
- 平成15年7月1日以前の指名審査会に係る業務についても、兼務数の対象となりますので記載が必要です。
- 上記の記載事項に虚偽の申請が明らかになった場合には、指名停止等の措置をとることがあります。